

記者発表資料

品確法「基本方針」の閣議決定受け協議会を今秋設置
～第4回「公共工事の品質確保に関する九州連絡会議」開催～

「公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)の第8条第1項の規定に基づき、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(以下基本方針という。)が去る平成17年8月26日、閣議決定されました。

この基本方針を踏まえ、「公共工事の品質確保に関する九州連絡会議」を9月12日に開催し、今後実施すべき公共工事の品質確保の促進を図る施策等について討議しました。主な討議内容は、以下のとおりです。

今後は、討議結果を具体化し、九州の公共工事の品質確保に向けた取り組みをなお一層進めて参ります。

〔主な討議内容〕

●発注者間の協力体制の強化が図れるよう、連携組織の充実

- ・「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会(仮称)」を設置(今秋)
- ・市町村を含めた各県部会を設置。九州連絡会議(既設)を幹事会に組織改編

●国・県による市町村への支援策等について、実施に向けた具体化

- ・品質確保法および同基本方針を市町村へ周知するための説明会等を開催(10月～12月に九州各県で随時開催)
- ・地方自治体向け工事成績評定要領(案)の試行(10月中旬頃から試行開始。現在、試行市町村の希望を募っているところ)

●主な意見

- ・県、市町村において総合評価方式をどう運用すれば良いか具体的情報が不足→公共工事における総合評価方式活用検討委員会の「公共工事における総合評価方式活用ガイドライン(案)」策定後に提供予定
- ・市町村支援には各県の建設技術センター等の活用が必要
- ・品確法の適切な履行のため、市町村長に理解を求めることが重要

●なお、公共工事の品質確保に関する情報は、九州地方整備局のHPでご覧になれます。

<http://www.qsr.mlit.go.jp/hinkaku/index.html>

問い合わせ先

九州地方整備局 TEL 092-471-6331 (代表)
092-476-3546 (技術管理課)
企画部 技術管理課長 久保 朝雄 (内線3311)